

令和 7 年 1 月 2 0 日

令和 6 年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和7年1月20日会議提出議案一覧表

議案第45号	令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）	・・・	別冊
議案第46号	濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）	・・・	1
議案第47号	自動車破損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）	・・・	2
議案第48号	断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）	・・・	3
議案第49号	断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）	・・・	4
議案第50号	断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）	・・・	5
議案第51号	断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて	・・・	6

議案第 46 号

濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）

安楽島町地内において発生した濁水に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 平成27年12月25日午前9時20分頃、鳥羽市安楽島町地内において、配水管の切替作業を行った際に、濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

1, 0 4 5, 0 0 0 円

令和7年 1月20日 提出

令和7年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公営企業法第４０条第２項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第６条により適用する地方自治法第９６条第１項第１３号の規定による議会の議決に付すべき損害賠償の額を、議会の議決を経ずに定めていたことについて追認の議決を得たく、本提案とするものである。

議案第 47 号

自動車破損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）

松尾町地内において発生した自動車破損事故について損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和元年12月4日午前8時頃、鳥羽市松尾町の主要地方道鳥羽磯部線に設置している消火栓ボックスの蓋が開口していたことにより、走行中の車両が当該消火栓ボックスの蓋に乗り上げことで操作不能となり、当該道路のガードレールに衝突し相手方車両を破損させたため、市はその損害について賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

709, 221円

令和7年 1月20日 提出

令和7年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公営企業法第 40 条第 2 項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 6 条により適用する地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定による議会の議決に付すべき損害賠償の額を、議会の議決を経ずに定めていたことについて追認の議決を得たく、本提案とするものである。

議案第 48 号

断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）

長岡地区において発生した断水及び濁水に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和6年7月27日午前6時55分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

1, 3 1 3, 6 5 4 円

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

令和7年 1月20日 提出

令和7年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公営企業法第４０条第２項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第６条により適用する地方自治法第９６条第１項第１３号の規定による議会の議決に付すべき損害賠償の額を、議会の議決を経ずに定めていたことについて追認の議決を得たく、本提案とするものである。

議案第 49 号

断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）

長岡地区において発生した断水及び濁水に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和6年7月27日午前6時55分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

2, 1 9 1, 6 4 3 円

██████████

令和7年 1月20日 提出

令和7年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公営企業法第４０条第２項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第６条により適用する地方自治法第９６条第１項第１３号の規定による議会の議決に付すべき損害賠償の額を、議会の議決を経ずに定めていたことについて追認の議決を得たく、本提案とするものである。

議案第 50 号

断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）

長岡地区において発生した断水及び濁水に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和6年7月27日午前6時55分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

1, 730, 808 円

令和7年 1月20日 提出

令和7年 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

地方公営企業法第４０条第２項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第６条により適用する地方自治法第９６条第１項第１３号の規定による議会の議決に付すべき損害賠償の額を、議会の議決を経ずに定めていたことについて追認の議決を得たく、本提案とするものである。

議案第 5 1 号

断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて

長岡地区において発生した断水及び濁水に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和6年7月27日午前6時55分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

505, 093 円

■■■■■■■■■■

令和7年 1月20日 提出

令和7年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公営企業法第４０条第２項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第６条により適用する地方自治法第９６条第１項第１３号の規定による議会の議決に付すべき損害賠償の額について議決を得たく、本提案とするものである。